

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年４月14日
【発行者名】	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猪股 伸晃
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目７番３号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目７番３号 東京ビルディング
【電話番号】	03 - 6736 - 2000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＪＰＭ日本中小型株ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	200億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成26年10月14日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

．【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）ファンドの目的及び基本的性格

（イ）ファンドの目的

<訂正前>

当ファンドは、日本の中小型株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として、アクティブ（積極的）な運用*を行います。

* 運用は、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するＪＰＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

<訂正後>

当ファンドは、日本の中小型株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として、アクティブ（積極的）な運用*１を行います。

* １ 運用は、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するＪＰＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド*２（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

* ２ マザーファンドの名称は、平成27年５月29日より「ＧＩＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」に変更される予定です。予定どおり変更された場合、以下の「ＪＰＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」と記載してある箇所は、「ＧＩＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」とお読み替えてください。

（二）ファンドの特色

<訂正前>

本書で使用される名称等について、以下のとおり定義します。

（略）
ラッセル野村中小型インデックス
（略）

（以下略）

< 訂正後 >

本書で使用される名称等について、以下のとおり定義します。

（略）

ラッセル野村中小型インデックス

（略）

定量モデル

財務データ等の定量化（数値化）された客観的な情報を利用して、ポートフォリオのリスクを分析するモデルをいいます。

自己資本比率

自己資本と他人資本を合計したものである総資本に占める、自己資本の割合をいいます。
数値が高いほど企業の安定性が高いとされます。

簿外債務

会計帳簿に計上されていない債務をいいます。たとえば、保証債務等の将来債務となる可能性がある偶発債務があります。

資産回転率

事業に投資した資産がどれだけ有効に活用されたかを示す指標をいいます。数値が高いほど、資産が効率的に売上に結びついていることを表します。

バリュエーション

企業の利益・資産等の企業価値に対して、株価が相対的に割安か割高かの判断をいいます。

P E R（株価収益率）

株価を1株当たり利益で割ったものをいいます。P E Rが低いほどその企業の収益力に対して株価が割安であるとみることができます。

P B R（株価純資産倍率）

株価を1株当たり純資産で割ったものをいいます。P B Rが低いほど資産価値に対して株価が割安であるとみることができます。

E V / E B I T D A

EV（企業価値）が、EBITDA（利払前税引前償却前利益）の何倍かという指標をいいます。
EV / EBITDAの値（倍率）が低いほど、その企業の株価は割安であるとみることができます。

配当利回り

株価に対する年間配当金の割合を示す指標をいいます。

市場コンセンサス予想

市場関係者による企業業績、株価、経済指標等の予想数値のことをいいます。

（以下略）

（２）ファンドの沿革

<訂正前>

平成12年５月12日 マザーファンドの信託契約締結、および設定・運用開始
平成12年７月31日 当ファンドの信託契約締結、および設定・運用開始
平成25年12月10日 当ファンドおよびマザーファンドの名称変更

<訂正後>

平成12年５月12日 マザーファンドの信託契約締結、および設定・運用開始
平成12年７月31日 当ファンドの信託契約締結、および設定・運用開始
平成25年12月10日 当ファンドおよびマザーファンドの名称変更
平成27年５月29日 マザーファンドの名称変更（予定）

（３）ファンドの仕組み

<訂正前>

（略）

（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

（略）

損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券株式会社（販売会社）

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（平成26年12月１日以降は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書）の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成26年８月末現在）

（略）

大株主の状況（平成26年８月末現在）

（以下略）

<訂正後>

（略）

（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

（略）

損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券株式会社（販売会社）

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成27年２月末現在）

（略）

大株主の状況（平成27年２月末現在）

（以下略）

２【投資方針】

（１）投資方針

（ロ）投資態度

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針 （１）投資方針 （ロ）投資態度、および（ハ）企業取材体制」について、「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針 （１）投資方針 （ロ）投資態度」として、以下の内容に更新・訂正されます。

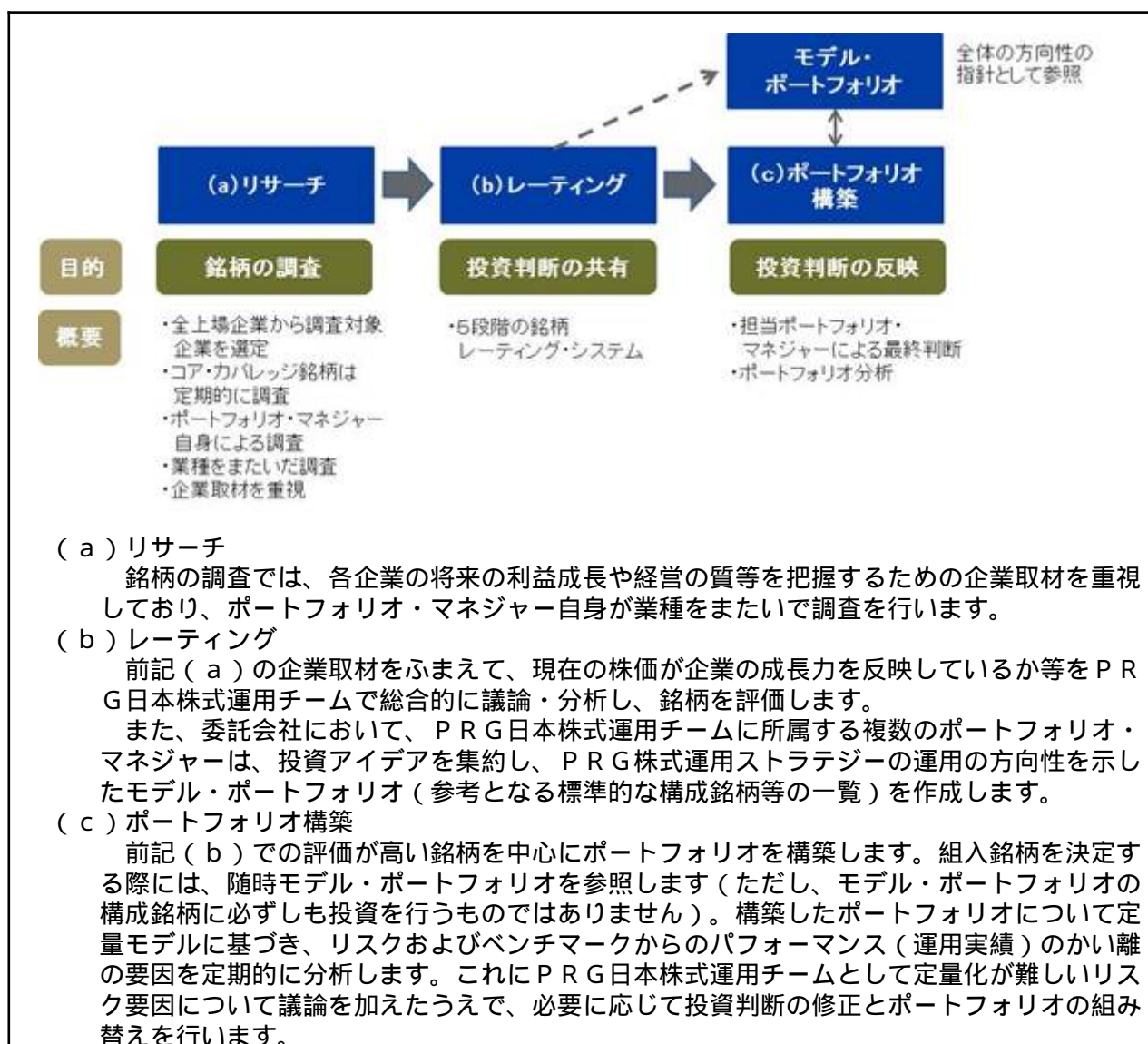
<更新・訂正後>

マザーファンドにおける投資プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用は、委託会社において、P R G日本株式運用チームに所属するポートフォリオ・マネジャー（以下「マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー」といいます。）が行います。

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。



前記における運用プロセスの詳細は以下のとおりとなります。

（a）リサーチ

●企業取材を重視

P R G日本株式運用チームでは、ポートフォリオ・マネジャー自身が業種をまたいで企業取材を行い、マザーファンドの運用に反映させています。平成26年の企業取材件数実績は、合計延べ約2,560件*になります。

* ＰＲＧ日本株式運用チームの各地域のポートフォリオ・マネジャーによる日本の株式についての大型株式を含む企業取材件数の合計です。

●コア・カバレッジ

ＰＲＧ日本株式運用チームでは、日本の株式について、市場全体の動向を的確に分析するため、重点調査対象銘柄としてコア・カバレッジを活用します。コア・カバレッジは大型株式約250銘柄および小型株式約100銘柄で構成されます。原則、投資対象銘柄群の全ての業種から銘柄を選び、四半期毎に企業取材および銘柄評価の見直しを行います。

コア・カバレッジの活用により、大型株式から小型株式まで、業種をまたいだ横断的な調査を行い、個別企業・業界の分析や投資テーマの発掘を行うことが可能となります。また、新しく魅力的な投資テーマや銘柄を発掘するため、コア・カバレッジ以外の銘柄の調査活動も積極的に行っています。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、コア・カバレッジを含む全ての投資銘柄群に対する企業調査の結果、各銘柄のレーティングをもとに最終的な投資判断を行います。

●アジア・太平洋地域内での情報交換

ＰＲＧ日本株式運用チームは、日本以外のアジア各国で企業取材を行うＰＲＧ所属のＰＲＧ株式運用ストラテジーに基づく運用を行うポートフォリオ・マネジャーと積極的に情報交換を行い、日本の周辺諸国における経済・企業動向が日本企業に与える影響を勘案し、マザーファンドの投資判断に活用します。

(b)レーティング

ＰＲＧ日本株式運用チームでは、リサーチに基づいて各銘柄に５段階のレーティングを付与します。レーティングの付与にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより企業の中長期的な成長力を把握し、現在の株価が企業の成長力を反映しているかを分析します。レーティングを決定するにあたって重視する項目と、それぞれの項目ごとに分析の対象となる指標・ポイントの例は下記の通りです。

重視する項目と分析の対象となる指標・ポイント：

将来の利益成長	→	中長期的な業界見通し 競争優位性 利益成長率 成長に必要なキャッシュフロー
財務分析	→	健全性（自己資本比率、簿外債務） 効率性（資産回転率、在庫回転期間）
経営の質	→	過去実績 明確な経営ビジョンと戦略の有無 企業統治
バリュエーション	→	PER、PBR、EV/EBITDA、配当利回り 相対評価（市場平均比、業界他社比、過去比） および絶対評価 市場コンセンサス予想からのかい離
その他	→	流動性 需給動向

レーティングによる銘柄評価の定義：

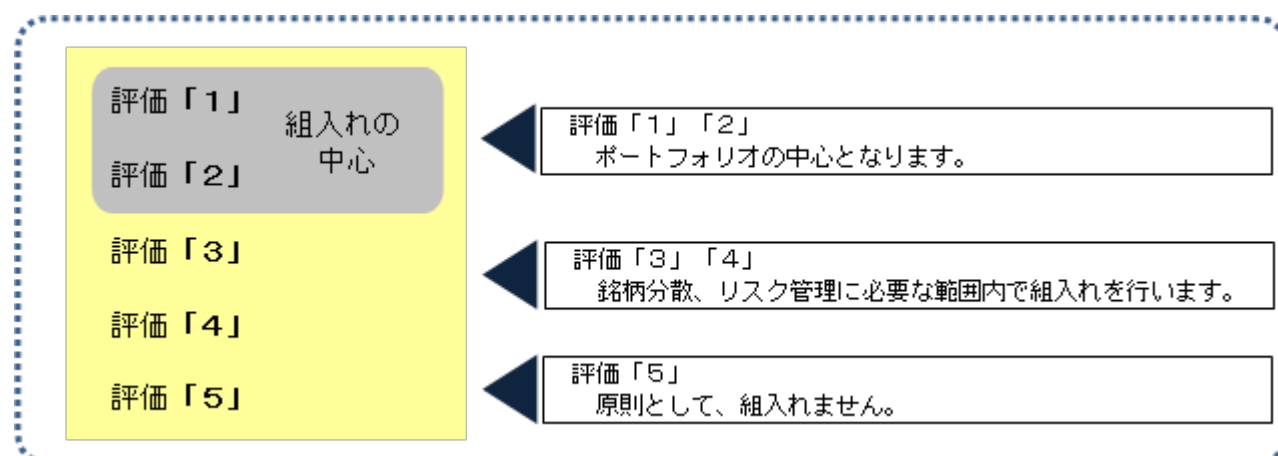
現在の株価が、企業の成長力を反映しているか分析

- 評価「1」 大幅なアウトパフォーマンス。
- 評価「2」 アウトパフォーマンス。
- 評価「3」 マーケットと同水準。
- 評価「4」 アンダーパフォーマンス。
- 評価「5」 大幅なアンダーパフォーマンス。原則としてポートフォリオに組入れない。

（モデル・ポートフォリオ）

前記の総合分析を踏まえ、委託会社において、P R G日本株式運用チームはモデル・ポートフォリオを作成します。ここでいうモデル・ポートフォリオはP R G日本株式運用チーム全体の投資アイデアの集約、運用の方向性の指針を示すものであり、各ポートフォリオ・マネジャーが随時参照しますが、実際のマザーファンドのポートフォリオとは異なります。また、モデル・ポートフォリオは随時見直されます。

（c）ポートフォリオ構築



銘柄評価を基にマザーファンドのポートフォリオ・マネジャーが、マザーファンドの投資目標、リスク許容度および運用ガイドラインを考慮し、最終的な組入れ銘柄、および各銘柄の組入れ比率を決定します。構築したポートフォリオについて定量モデルに基づき、リスクおよびベンチマークからのパフォーマンス（運用実績）のかい離の要因を定期的に分析します。これにP R G日本株式運用チームとして定量化が難しいリスク要因について議論を加えたうえで、必要に応じて投資判断の修正とポートフォリオの組み替えを行います。

実際のマザーファンドのポートフォリオでは、市場環境、売買のタイミング、流動性等の理由により、評価「1」銘柄の非保有や、評価「5」銘柄の保有が生じる場合があります。

＜当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置＞

委託会社は、当ファンドまたはマザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記のとおりです。委託会社は、当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置として、社内規程等を制定してそれにしたがった管理を行うとともに、社内規程等の遵守状況についてモニタリングを必要に応じて行っています。当該措置の詳細については、後記「3 投資リスク（2）投資リスクに関する管理体制」をご参照ください。

F073 委託会社の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券のマザーファンドでの組入れ

F073 マザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社の関係会社である証券会社等に対する発注

- F073 マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社またはその関係会社の役職員による売買等の取引
- F073 マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）
- F073 マザーファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対するマザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券のマザーファンドでの組入れ
- F073 委託会社またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権のマザーファンドにおける行使
- F073 マザーファンドと、委託会社が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）
- F073 委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金

（３）運用体制

< 訂正前 >

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成26年 6月末 現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

< 訂正後 >

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成26年 12月末 現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

（５）投資制限

< 訂正前 >

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

（略）

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第7条に規定するものをいいます。以下、 、 、および において同じ。）に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下、 、 、および において同じ。）の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（略）

受託会社による資金の立替え

（略）

（参考）マザーファンドの投資制限

（略）

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第7条に規定するものをいいます。以下、およびにおいて同じ。）の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（略）

受託会社による資金の立替え

（略）

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

（略）

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

<訂正後>

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

（略）

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第7条に規定するものをいいます。以下、、、、およびにおいて同じ。）に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下、、、、およびにおいて同じ。）の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（略）

受託会社による資金の立替え

（略）

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券先物取引等（に定める取引をいいます。）、スワップ取引（に定める取引をいいます。）、金利先渡取引および為替先渡取引（に定める取引をいいます。）、ならびに信託約款第20条第1項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせてにおいて「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下において「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内

部管理モデル方式（バリュース・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

（参考）マザーファンドの投資制限

（略）

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第7条に規定するものをいいます。以下「および」において同じ。）の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（略）

受託会社による資金の立替え

（略）

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券先物取引等（に定める取引をいいます。）、スワップ取引（に定める取引をいいます。）、金利先渡し取引および為替先渡し取引（に定める取引をいいます。）、ならびにマザーファンド信託約款第11条第1項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュース・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

（略）

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。以下同じ。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。具体的には、当ファンドにおいてデリバティブ取引を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、当ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュース・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3 投資リスク （1）リスク要因」の末尾に以下の記載が追加されます。

< 追加 >

参考情報

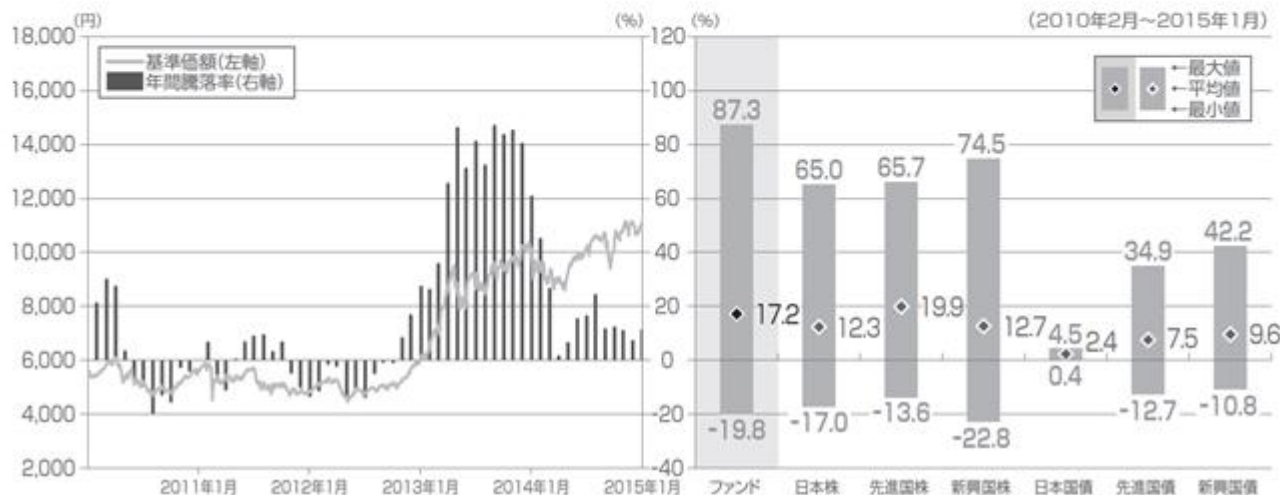
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの基準価額・年間騰落率の推移>

2010年2月～2015年1月の5年間に於ける、ファンドの基準価額（日次）と、年間騰落率（毎月末時点）の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（毎月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



（ご注意）

- 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ファンドの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。）
- 代表的な資産クラスの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。）
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX（配当込み）
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債・・・NOMURA-BPI（国債）
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、委託会社で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所にあります。なお、ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発行しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、同社が発行したMSCIコクサイ指数（配当込み、米ドルベース）およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。NOMURA-BPI（国債）は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権はCitigroup Index LLCに帰属しています。JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発行しており、著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

（2）投資リスクに関する管理体制

< 訂正前 >

（略）

（平成26年6月末現在）

（略）

- リスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

< 訂正後 >

（略）

（平成26年12月末現在）

（略）

- リスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

その他のリスク管理

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、投資者の換金に極力影響が生じないよう管理します。

< 当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細 >

委託会社が当ファンドまたはマザーファンドにおいて行うことがある、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細は以下のとおりです。

投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容	投資者の利益を害しないことを確保するための措置
委託会社の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券のマザーファンドでの組入れ	関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券の組入れにあたっては、社内規程等に基づき、原則として、関係会社である証券会社から購入せず、引受団に属する他の証券会社から購入することとしています。また、コンプライアンス部門は、組入れ後に組入れの事跡をモニタリングし、社内規程等に違反していないことを確認します。さらに、リスク管理部門が、組入銘柄が投資ガイドラインにおいて問題なく投資できるものであることを取引前・取引後においてモニタリングしています。
マザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社の関係会社である証券会社等に対する発注	社内規程に基づき、各証券会社等の調査能力、売買執行能力等を考慮して、発注先として選定する証券会社等を定期的に見直します。株式については、前記で選定した証券会社への予定発注量も定期的に見直したうえで、リスク管理部門とインベストメント・ダイレクターが各証券会社への実際の発注量を定期的にモニタリングし、関係会社である証券会社に対し合理的な理由なく多量に発注されていないことを確認しています。株式以外については、関係会社であるかどうかに関わりなく、最良の取引条件となる証券会社等に発注しているかをコンプライアンス部門が確認しています。なお、マザーファンドが関係会社である証券会社に対し支払った売買委託手数料の額（手数料相当額が取引の価格に織り込まれているものを除きます。）は、当ファンドの運用報告書で開示されます。
マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社またはその関係会社の役職員による売買等の取引	委託会社の役職員による有価証券の売買等の取引は、社内規程に基づき原則としてコンプライアンス部門の事前承認を得ることが義務付けられており、利益相反をうかがわせる事実がないことが確認できた場合のみ承認がなされます。また、取引後にコンプライアンス部門が取引内容を精査し、役職員の取引の時期・銘柄が、マザーファンドにおいて取引されたものと重なる等の利益相反が生じていないことを確認します。
マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）	一括発注は、社内規程に定める条件の下に行われ、その約定結果は社内規程に基づき、発注のあった運用資産間で公平に配分します。コンプライアンス部門は、配分結果が社内規程にしたがって公平になされたかどうかをモニタリングします。
マザーファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対するマザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券のマザーファンドでの組入れ	委託会社の役職員が贈答、茶菓の接待等を受けた際は、原則として社内規程に基づきその内容をコンプライアンス部門に報告する義務があります。コンプライアンス部門は、当該報告に基づき、贈答、茶菓の接待等を受けたことが、特定の証券会社等への取引の発注や特定の銘柄の有価証券の組入れにつながっていないことをモニタリングします。
委託会社またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権のマザーファンドにおける行使	マザーファンドで保有する有価証券にかかる議決権の行使は、社内規程に基づいて、当ファンドの受益者の経済的利益に最も資するという原則の下に行われます。インベストメント・ダイレクターは、議決権行使の前にその内容が社内規程に沿っているか確認します。
マザーファンドと、委託会社が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）	有価証券届出書提出日現在、社内規程によりクロス取引は原則として禁止されています。今後、クロス取引を行う場合には、社内規程を変更して投資者の利益を損ねることのない一定の条件を定め、当該条件を満たすクロス取引のみを行うこととし、当該条件の逸脱がないことをコンプライアンス部門がモニタリングする体制を構築する予定です。
委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金	委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金は、社内規程に則り、取得申込みの目的および金額、受益権の保有期間、換金時期等について一定の制限を設けて、一般的な投資者の利益を害しないように行います。また、財務部門が、社内規程にしたがった取得申込み等が行われていることをモニタリングします。

4【手数料等及び税金】

(1) 申込手数料

<訂正前>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.24%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

（以下略）

<訂正後>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.24%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料*の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

* 購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

（以下略）

(3) 信託報酬等

<訂正前>

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.6524%（税抜1.53%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7884% (税抜0.73%)	年率0.756% (税抜0.70%)	年率0.108% (税抜0.10%)

（以下略）

<訂正後>

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.6524%（税抜1.53%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7884% (税抜0.73%)	年率0.756% (税抜0.70%)	年率0.108% (税抜0.10%)
	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価

（以下略）

（４）その他の手数料等

<訂正前>

- 1 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）ならびに外国為替取引（外貨建資産に投資した場合のみ）にかかる費用が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

外貨建資産に投資した場合には、外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

（略）

- 2 信託事務の処理および監査に関する諸費用を信託財産で負担します。

（以下略）

<訂正後>

- 1 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）*ならびに外国為替取引（外貨建資産に投資した場合のみ）にかかる費用*が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

* 当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

外貨建資産に投資した場合には、外貨建資産の保管費用*が実費でかかります。

* 当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。

（略）

- 2 信託事務の処理および監査に関する諸費用*を信託財産で負担します。

* 当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

（以下略）

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年8月末現在適用されるものです。

個別元本について

（略）

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

（以下略）

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成27年2月末現在適用されるものです。

個別元本について

（略）

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

（以下略）

５【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第１ファンドの状況 ５運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

（１）投資状況

（平成27年２月20日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,065,152,110	100.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,696,735	0.16
合計(純資産総額)		1,063,455,375	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「ＪＰＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」です（以下同じ）。

（参考）ＪＰＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

（平成27年２月20日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	9,133,254,000	98.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	136,854,877	1.48
合計(純資産総額)		9,270,108,877	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成27年２月20日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	ＪＰＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド	791,581,533	1.1533	912,972,607	1.3456	1,065,152,110	100.16

（参考）ＪＰＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

（平成27年２月20日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	64,400	4,342.12	279,632,774	5,740.00	369,656,000	3.99
2	日本	株式	楽天	サービス業	166,100	1,474.01	244,834,201	1,963.50	326,137,350	3.52
3	日本	株式	朝日インテック	精密機器	44,900	4,705.00	211,254,500	7,060.00	316,994,000	3.42
4	日本	株式	日本電産	電気機器	36,400	6,958.00	253,271,200	8,186.00	297,970,400	3.21
5	日本	株式	ローム	電気機器	38,500	6,625.93	255,098,305	7,570.00	291,445,000	3.14
6	日本	株式	エムスリー	サービス業	94,700	1,714.00	162,315,800	2,556.00	242,053,200	2.61

7	日本	株式	スクウェア・エニックス・ホールディングス	情報・通信業	101,900	2,390.12	243,553,504	2,337.00	238,140,300	2.57
8	日本	株式	ドンキホーテホールディングス	小売業	27,400	7,116.27	194,985,913	8,570.00	234,818,000	2.53
9	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	75,200	2,751.66	206,925,423	2,833.00	213,041,600	2.30
10	日本	株式	イオンフィナンシャルサービス	その他金融業	82,300	2,295.48	188,918,477	2,583.00	212,580,900	2.29
11	日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	19,700	9,976.51	196,537,255	10,060.00	198,182,000	2.14
12	日本	株式	サンエー	小売業	45,100	3,555.00	160,330,500	4,270.00	192,577,000	2.08
13	日本	株式	大林組	建設業	248,000	774.41	192,055,344	764.00	189,472,000	2.04
14	日本	株式	パーク２４	不動産業	86,700	1,678.69	145,542,888	2,128.00	184,497,600	1.99
15	日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	41,900	3,310.00	138,689,000	4,355.00	182,474,500	1.97
16	日本	株式	シスメックス	電気機器	30,500	5,429.50	165,599,876	5,900.00	179,950,000	1.94
17	日本	株式	ダイセル	化学	108,400	1,178.63	127,763,492	1,613.00	174,849,200	1.89
18	日本	株式	日本取引所グループ	その他金融業	55,900	2,785.91	155,732,838	3,050.00	170,495,000	1.84
19	日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	77,100	2,681.01	206,705,871	2,156.00	166,227,600	1.79
20	日本	株式	ヤフー	情報・通信業	383,500	430.06	164,928,779	431.00	165,288,500	1.78
21	日本	株式	エフピコ	化学	39,700	3,502.36	139,044,084	4,135.00	164,159,500	1.77
22	日本	株式	リロ・ホールディング	サービス業	16,600	7,742.85	128,531,387	9,760.00	162,016,000	1.75
23	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	42,500	3,718.32	158,028,703	3,749.50	159,353,750	1.72
24	日本	株式	新明和工業	輸送用機器	127,000	981.00	124,587,000	1,240.00	157,480,000	1.70
25	日本	株式	カシオ計算機	電気機器	82,700	1,762.98	145,798,446	1,898.00	156,964,600	1.69
26	日本	株式	カルビー	食料品	35,600	4,285.99	152,581,288	4,370.00	155,572,000	1.68
27	日本	株式	日本ペイントホールディングス	化学	33,300	3,475.00	115,717,500	4,270.00	142,191,000	1.53
28	日本	株式	小野薬品工業	医薬品	11,800	9,400.00	110,920,000	11,630.00	137,234,000	1.48
29	日本	株式	オムロン	電気機器	26,700	4,790.00	127,893,000	5,110.00	136,437,000	1.47
30	日本	株式	スズキ	輸送用機器	36,200	3,708.71	134,255,317	3,748.50	135,695,700	1.46

種類別および業種別投資比率

（平成27年２月20日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.16

（参考）ＪＰＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

（平成27年２月20日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（ % ）
株式	国内	建設業	4.13
		食料品	3.40
		化学	7.05
		医薬品	5.67
		ガラス・土石製品	2.51
		鉄鋼	2.30
		非鉄金属	0.59
		金属製品	1.05
		機械	2.88
		電気機器	13.28
		輸送用機器	5.07
		精密機器	4.43
		その他製品	2.41
		情報・通信業	6.74
		卸売業	3.92
		小売業	6.56
		銀行業	1.19
		保険業	0.96
		その他金融業	4.64
		不動産業	2.96
		サービス業	16.78
合計			98.52

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成27年２月20日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	１口当たり 純資産額 (円) (分配落)	１口当たり 純資産額 (円) (分配付)
５期	(平成17年 7 月15日)	134	134	1.1759	1.1759
６期	(平成18年 7 月18日)	269	269	1.2399	1.2399
７期	(平成19年 7 月17日)	533	533	1.3414	1.3414
８期	(平成20年 7 月15日)	390	390	0.7730	0.7730
９期	(平成21年 7 月15日)	356	356	0.5306	0.5306
10期	(平成22年 7 月15日)	390	390	0.5193	0.5193
11期	(平成23年 7 月15日)	474	474	0.5641	0.5641
12期	(平成24年 7 月17日)	452	452	0.4879	0.4879
13期	(平成25年 7 月16日)	911	911	0.9196	0.9196
14期	(平成26年 7 月15日)	973	973	0.9912	0.9912
	平成26年 2 月末日	943	-	0.9445	-
	平成26年 3 月末日	910	-	0.9243	-
	平成26年 4 月末日	872	-	0.8902	-
	平成26年 5 月末日	904	-	0.9228	-
	平成26年 6 月末日	960	-	0.9804	-
	平成26年 7 月末日	1,000	-	1.0223	-
	平成26年 8 月末日	1,035	-	1.0543	-
	平成26年 9 月末日	1,044	-	1.0660	-
	平成26年10月末日	1,039	-	1.0586	-
	平成26年11月末日	1,030	-	1.0902	-
	平成26年12月末日	1,037	-	1.1027	-
	平成27年 1 月末日	1,034	-	1.1064	-
	平成27年 2 月20日	1,063	-	1.1527	-

分配の推移

期	１口当たり分配金（円）
５期	0.0000
６期	0.0000
７期	0.0000
８期	0.0000
９期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期（中間期）	0.0000

収益率の推移

期	収益率（％）
５期	2.5
６期	5.4
７期	8.2
８期	42.4
９期	31.4
10期	2.1
11期	8.6
12期	13.5
13期	88.5
14期	7.8
15期（中間期）	8.7

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

(４) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
５期	74,522,848	25,304,411	114,628,573
６期	148,514,015	45,898,709	217,243,879
７期	301,124,764	120,344,074	398,024,569
８期	186,992,540	80,415,828	504,601,281
９期	271,278,038	103,981,272	671,898,047
10期	216,477,944	136,981,390	751,394,601
11期	226,043,666	136,883,932	840,554,335
12期	214,611,141	128,631,674	926,533,802
13期	343,410,784	279,253,153	990,691,433
14期	253,937,969	262,370,760	982,258,642
15期（中間期）	113,539,968	157,455,373	938,343,237

（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2015年2月20日	設定日	2000年7月31日
純資産総額	10億円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
10期	2010年7月	0
11期	2011年7月	0
12期	2012年7月	0
13期	2013年7月	0
14期	2014年7月	0
	設定来累計	0

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

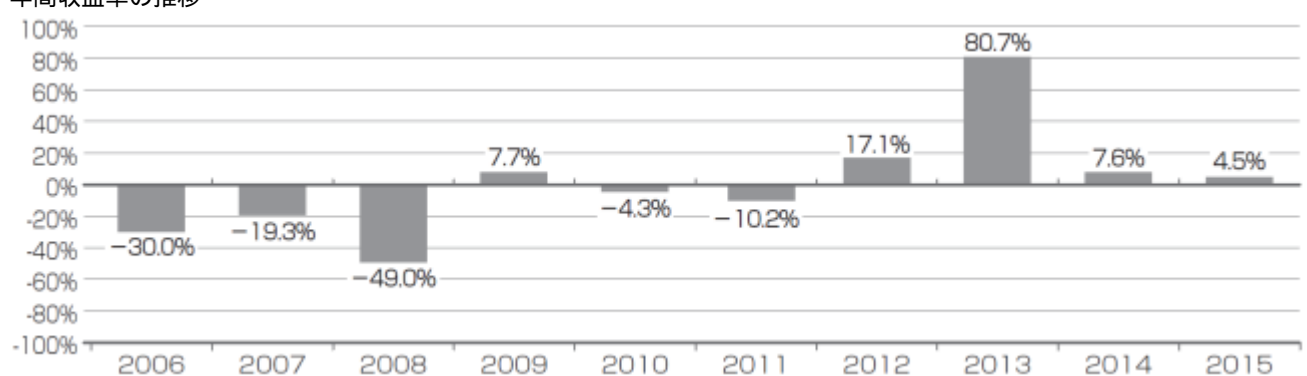
組入上位銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率*
1	サイバーエージェント	サービス業	4.0%
2	楽天	サービス業	3.5%
3	朝日インテック	精密機器	3.4%
4	日本電産	電気機器	3.2%
5	ローム	電気機器	3.1%
6	エムスリー	サービス業	2.6%
7	スクウェア・エニックス・ホールディングス	情報・通信業	2.6%
8	ドンキホーテホールディングス	小売業	2.5%
9	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	2.3%
10	イオンフィナンシャルサービス	その他金融業	2.3%

業種別構成状況

業種	投資比率
サービス業	16.8%
電気機器	13.3%
化学	7.1%
情報・通信業	6.7%
小売業	6.6%
その他	48.2%

年間収益率の推移



* 年間収益率（％）＝（年末営業日の基準価額÷前年末営業日の基準価額－1）×100

* 2015年の年間収益率は前年末営業日から2015年2月20日までのものです。

* 当ページにおける「ファンド」は、ＪＰＭ日本中小型株ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

運用報告書

<訂正前>

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

平成26年12月1日以降は、以下のとおりとなります。

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成のうえ、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。また、運用報告書のすべての内容を委託会社のホームページに掲載します。

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

これにより、委託会社は運用報告書を知れている受益者に対して交付したものとみなされますが、受益者から書面による運用報告書の交付の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

<訂正後>

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。また、運用報告書のすべての内容を委託会社のホームページに掲載します。これにより、委託会社は運用報告書を知れている受益者に対して交付したものとみなされますが、受益者から書面による運用報告書の交付の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

第３【ファンドの経理状況】

<訂正前>

- １．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- ２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（平成25年7月17日から平成26年7月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

当ファンドおよび当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドは約款変更を行い、平成25年12月10日付けで当ファンドの名称は「ＪＦ日本中小型株ファンド」から「ＪＰＭ日本中小型株ファンド」に、マザーファンドの名称は「ＪＦ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」から「ＪＰＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」に変更しました。

<訂正後>

- １．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- ２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（平成25年7月17日から平成26年7月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成26年7月16日から平成27年1月15日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

当ファンドおよび当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドは約款変更を行い、平成25年12月10日付けで当ファンドの名称は「ＪＦ日本中小型株ファンド」から「ＪＰＭ日本中小型株ファンド」に、マザーファンドの名称は「ＪＦ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」から「ＪＰＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」に変更しました。

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

【ＪＰＭ日本中小型株ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 (平成26年 7 月15日現在)	当中間計算期間末 (平成27年 1 月15日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	981,200,985	1,019,415,212
流動資産合計	981,200,985	1,019,415,212
資産合計	981,200,985	1,019,415,212
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	487,223	552,037
未払委託者報酬	6,967,280	7,894,042
その他未払費用	97,384	110,352
流動負債合計	7,551,887	8,556,431
負債合計	7,551,887	8,556,431
純資産の部		
元本等		
元本	1 982,258,642	1 938,343,237
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2 8,609,544	2 72,515,544
（分配準備積立金）	222,869,507	189,471,059
元本等合計	973,649,098	1,010,858,781
純資産合計	973,649,098	1,010,858,781
負債純資産合計	981,200,985	1,019,415,212

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 平成25年 7 月17日 至 平成26年 1 月16日)	当中間計算期間 (自 平成26年 7 月16日 至 平成27年 1 月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	106,176,987	91,857,473
営業収益合計	106,176,987	91,857,473
営業費用		
受託者報酬	495,916	552,037
委託者報酬	7,091,551	7,894,042
その他費用	99,126	110,352
営業費用合計	7,686,593	8,556,431
営業利益	98,490,394	83,301,042
経常利益	98,490,394	83,301,042
中間純利益	98,490,394	83,301,042
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,662,731	8,933,368
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	79,681,777	8,609,544
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,005,579	6,757,414
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,005,579	848,272
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	5,909,142
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,477,223	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,477,223	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	18,674,242	72,515,544

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準 および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (平成26年 7 月15日現在)	当中間計算期間末 (平成27年 1 月15日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	990,691,433円	982,258,642円
期中追加設定元本額	253,937,969円	113,539,968円
期中一部解約元本額	262,370,760円	157,455,373円
2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,609,544円であります。	-
受益権の総数	982,258,642口	938,343,237口
1 口当たりの純資産額 (1 万口当たりの純資産額)	0.9912円 (9,912円)	1.0773円 (10,773円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末または当中間計算期間末
1 . 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は前計算期間末または当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ＪＰＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「ＪＰＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成26年 7 月15日現在)	(平成27年 1 月15日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		359,976,204	74,889,675
株式		13,031,121,200	9,118,583,700
未収入金		394,730,026	258,604,531
未収配当金		5,034,009	5,337,200
未収利息		197	41
流動資産合計		13,790,861,636	9,457,415,147
資産合計		13,790,861,636	9,457,415,147
負債の部			
流動負債			
未払金		329,149,101	135,107,512
未払解約金		58,362,255	51,650,270
流動負債合計		387,511,356	186,757,782
負債合計		387,511,356	186,757,782
純資産の部			
元本等			
元本	1	11,696,334,635	7,383,543,802
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,707,015,645	1,887,113,563
元本等合計		13,403,350,280	9,270,657,365
純資産合計		13,403,350,280	9,270,657,365
負債純資産合計		13,790,861,636	9,457,415,147

（注）「ＪＰＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」の計算期間は、毎年 9 月11日から翌年 9 月10日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成26年 7 月15日および平成27年 1 月15日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準 および評価方法	株式および投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成26年 7 月15日現在)	(平成27年 1 月15日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本 額、期中追加設定元本額および期中解 約元本額		
期首元本額	12,372,288,360円	11,696,334,635円
期中追加設定元本額	6,709,196,136円	808,973,648円
期中解約元本額	7,385,149,861円	5,121,764,481円
元本の内訳（注）		
JP M 中小型株・アクティブ・オープ ン	10,664,587,096円	6,462,143,805円
JP M 日本中小型株ファンド	856,271,041円	811,894,881円
JP M 中小型株・アクティブ・ポート フォリオ	52,268,906円	36,813,267円
JP M F O F s 用 中 小 型 株 ・ ア ク ティブ・オープン F（適格機関投資家 専用）	123,207,592円	72,691,849円
合 計	11,696,334,635円	7,383,543,802円
受益権の総数	11,696,334,635口	7,383,543,802口
1 口当たりの純資産額 (1 万口当たりの純資産額)	1.1459円 (11,459円)	1.2556円 (12,556円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあります。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第３ファンドの経理状況 ２ファンドの現況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

純資産額計算書

（平成27年２月20日現在）

種類	金額	単位
資産総額	1,078,693,199	円
負債総額	15,237,824	円
純資産総額(-)	1,063,455,375	円
発行済口数	922,591,692	口
１口当たり純資産額(/)	1.1527	円

（参考）ＪＰＭ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

（平成27年２月20日現在）

種類	金額	単位
資産総額	9,577,733,884	円
負債総額	307,625,007	円
純資産総額(-)	9,270,108,877	円
発行済口数	6,889,291,972	口
１口当たり純資産額(/)	1.3456	円

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額（平成26年８月末現在）

（略）

投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成26年８月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額（平成27年２月末現在）

（略）

投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成27年２月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成26年８月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	69	894,043
公募単位型株式投資信託	4	14,152
公募追加型債券投資信託	2	374,566
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	62	977,784
総合計	137	2,260,545
親投資信託	61	-

（注）百万円未満は四捨五入

<訂正後>

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成27年２月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	71	757,684
公募単位型株式投資信託	1	2,676
公募追加型債券投資信託	1	281,878
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	64	1,278,072
総合計	137	2,320,310
親投資信託	62	-

（注）百万円未満は四捨五入

３【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

- １．委託会社であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

第24期事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年９月21日内閣府令第61号）附則第２条第２項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- ２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第24期事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

- １．委託会社であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

第24期事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年９月21日内閣府令第61号）附則第２条第２項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- ２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第24期事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第25期中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の第三部委託会社等の情報 第１委託会社等の概況 ３委託会社等の経理状況について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			3,882,204	
有価証券			7,113,715	
前払費用			55,697	
未収入金			110,485	
未収委託者報酬			4,138,178	
未収収益			2,516,175	
関係会社短期貸付金			2,749,000	
繰延税金資産			611,153	
その他			6,232	
流動資産計			21,182,843	97.6
固定資産				
投資その他の資産			515,935	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		21,747		
長期預け金		231,748		
敷金保証金		27,519		
繰延税金資産		126,742		
前払年金費用		9,857		
その他		38,319		
固定資産計			515,935	2.4
資産合計			21,698,779	100.0

		第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			112,242	
未払金			3,111,311	
未払手数料		1,986,415		
その他未払金	1	1,124,896		
未払費用			723,530	
未払法人税等			1,013,177	
賞与引当金			1,176,120	
流動負債計			6,136,382	28.3
固定負債				
長期未払金			242,176	
賞与引当金			572,927	
役員賞与引当金			154,823	
固定負債計			969,927	4.5
負債合計			7,106,309	32.7

		第25期中間会計期間末 （平成26年 9 月30日）		
純資産の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比
		（千円）	（千円）	（％）
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			11,374,638	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		11,340,961		
株主資本計			14,592,638	67.3
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			168	
評価・換算差額等計			168	0.0
純資産合計			14,592,469	67.3
負債・純資産合計			21,698,779	100.0

(2) 中間損益計算書

		第25期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
営業収益		(千円)	(千円)	(%)
委託者報酬			8,123,902	
運用受託報酬			3,495,885	
業務受託報酬			763,622	
その他			81,811	
営業収益計			12,465,222	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,432,252	
支払手数料		3,762,883		
調査費		1,303,533		
その他営業費用		365,835		
一般管理費			5,354,228	
営業費用・一般管理費計			10,786,481	86.5
営業利益			1,678,740	13.5
営業外収益	1	113,187		
営業外収益計			113,187	0.9
営業外費用	2	10,268		
営業外費用計			10,268	0.1
経常利益			1,781,660	14.3
税引前中間純利益			1,781,660	14.3
法人税、住民税及び事業税			995,832	8.0
法人税等調整額			284,512	2.3
中間純利益			1,070,340	8.6

重要な会計方針

項目	第25期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1．有価証券の評価基準及び評価方法 2．引当金の計上基準 3．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第25期中間会計期間末 （平成26年 9 月30日）	
1 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の うえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債 の「その他未払金」に含めて表示しておりま す。	

（中間損益計算書関係）

第25期中間会計期間 （自平成26年 4 月 1 日 至平成26年 9 月30日）	
1 営業外収益のうち主要なもの	（千円）
投資有価証券売却益	90,954
2 営業外費用のうち主要なもの	（千円）
為替差損	10,168

（リース取引関係）

第25期中間会計期間末 （平成26年 9 月30日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものに係る未経過リース料は以下のとおりであ ります。	
1 年以内	534,002 千円
1 年超	306,891 千円
合計	840,893 千円

（金融商品関係）

第25期中間会計期間末（平成26年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,882,204	3,882,204	-
(2) 有価証券	7,113,715	7,113,715	-
(3) 未収委託者報酬	4,138,178	4,138,178	-
(4) 未収収益	2,516,175	2,516,175	-
(5) 関係会社短期貸付金	2,749,000	2,749,000	-
(6) 投資有価証券	21,747	21,747	-
(7) 長期預け金	231,748	231,523	224
資産計	20,652,770	20,652,546	224
(1) 未払手数料	1,986,415	1,986,415	-
(2) その他未払金	1,124,896	1,124,896	-
(3) 未払費用	723,530	723,530	-
(4) 長期未払金	242,176	241,962	213
負債計	4,077,018	4,076,805	213

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第25期中間会計期間末（平成26年9月30日）

１．関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	その他 投資信託	21,747	22,010	262
合計		21,747	22,010	262

（注）有価証券（中間貸借対照表計上額 7,113,715千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第25期中間会計期間（自 平成26年４月１日 至 平成26年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,123,902	3,495,885	763,622	81,811	12,465,222

２．地域ごとの情報

営業収益（単位：千円）

日本	その他	合計
10,511,536	1,953,685	12,465,222

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（１株当たり情報）

第25期中間会計期間 （自平成26年４月１日 至平成26年９月30日）	
１株当たり純資産額	259,352円52銭
１株当たり中間純利益金額	19,023円20銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,070,340千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,070,340千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名 称 みずほ信託銀行株式会社
 資本金の額 247,369百万円（平成26年3月末現在）

(略)

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成26年9月1日現在)	事業の内容
1	損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

<訂正後>

(1) 受託会社

名 称 みずほ信託銀行株式会社
 資本金の額 247,369百万円（平成26年9月末現在）

(略)

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成26年9月末現在)	事業の内容
	損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(2) 販売会社

<訂正前>

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（平成26年12月1日以降は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書）の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払い等を行います。

<訂正後>

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（平成26年12月1日以降は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書）の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払い等を行います。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成27年 3 月 4 日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員	公 認 会 計 士	荒 川	進
業 務 執 行 社 員			

指 定 社 員	公 認 会 計 士	和 田	渉
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＰＭ日本中小型株ファンドの平成26年 7 月16日から平成27年 1 月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＰＭ日本中小型株ファンドの平成27年 1 月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年 7 月16日から平成27年 1 月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成26年12月12日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 荒 川 進
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。